

令和8年度心のふれあい相談室相談指導員候補者募集案内

広島県教育委員会では、児童生徒への教育相談及び保護者・教職員への教育相談等に係る助言・援助を行うための相談指導員（以下「指導員」という。）を募集しています。

1 職務（業務）内容等

職名	職務（業務）内容
相談指導員 【会計年度任用職員】	<ul style="list-style-type: none">・学校生活全般の不応適及び通学が困難な場合に関する相談（電話・面接・オンラインによる）・学校生活全般に不応適がある、または通学が困難な児童生徒の社会的自立に向けた支援 （県教育支援センター（SCHOOL “S”）における児童生徒に係る支援等）・社会的自立に向けた支援に関する情報の収集・提供及び関係機関との連携・学校生活全般の不応適及び通学が困難な児童生徒の保護者等支援・学校生活全般の不応適及び通学が困難な児童生徒への学習支援

2 勤務場所

〒739-0144 広島県東広島市八本松南一丁目2-1
広島県立教育センター内「心のふれあい相談室」

3 応募資格

次の(1)及び(2)～(6)のいずれかを満たすもの。

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項の欠格事由に該当しない者
- (2) 公認心理師
- (3) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- (4) 精神科医
- (5) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はあった者
- (6) これまでに教育機関にて経験があり、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者

（参考）地方公務員法第16条の欠格条項の欠格事由

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

次のアドレス又は2次元コードから応募してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=27933



若しくは、別紙様式「心のふれあい相談室相談指導員候補者申込書」を作成し、次の申込先に郵送により、提出してください。

(申込先)
〒730-8514 広島市中区基町9-42
広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部
個別最適な学び担当 不登校支援センター あて

5 募集期間

令和8年2月27日（金）まで〔必着〕

6 選考

3月上旬に面接（対面又はオンライン）を実施する予定です。
面接日時等については別途連絡します。

7 採用期間

原則として、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間

8 報酬・その他の勤務条件

(1) 報酬

報酬	13,050～13,250円／1日	（新規採用者）
期末勤勉手当	あり（任期6月以上）	
通勤費	県で定める交通費相当額 自家用車通勤の場合、敷地内に駐車可能です。	
社会保険等	適当たりの勤務日数により異なります。	

(2) 勤務条件

勤務日は、月・火・水・木・金曜日（祝日、年末年始は休み）のうち勤務が可能な日。
勤務時間は、9時～17時（休憩1時間）。
年次有給休暇は、適当たりの勤務日数により変動します。

9 その他

- (1) 本事業の実施については、令和8年度の予算案決議後に正式決定となります。
- (2) 募集にかかわって得た情報については、採用手続以外の目的では使用しません。